

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見と総務省の考え方  
 (令和3年7月30日～令和3年9月2日意見募集)

◎提出件数:4件 (法人 3件、個人 1件)

NO.	提出者	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	本改正案は、市町村デジタル防災行政無線(同報系)の普及促進および近年多発する大規模災害での機動的な運用等に資するものであること、また市町村デジタル防災行政無線(移動系)の普及促進に資するものであることと考えます。 防災行政無線を配備している市町村にとって、安心安全な生活を確保することに資する改正であり、本改正案に賛同いたします。	本改正案への賛同の御意見として承ります。	無
2	一般社団法人電波産業会	本件は市町村デジタル防災行政無線(同報系)の災害時における円滑かつ継続的な運用を可能とするための制度整備であり、また、市町村デジタル防災行政無線(移動系)の維持管理の向上に資する制度整備であると考えられることから、改正案に賛同します。	本改正案への賛同の御意見として承ります。	無
3	株式会社日立国際電気	本改正は、市町村デジタル防災行政無線(同報系)の新たな方式へのシステム更新等における周波数割当を可能とするとともに、災害時等における円滑な運用を可能とするための免許条件等を緩和するものであることから、本システムの継続的な設備導入・運用に有益と考えます。また、市町村デジタル防災行政無線(移動系)においても、同様の趣旨にあるなど、防災・減災に向けた自営通信インフラ構築に迅速、柔軟な対応を可能とする有効な施策であり、弊社として本改正案に賛同いたします。	本改正案への賛同の御意見として承ります。	無
4	個人	これに異論はありませんが、さらにコストを下げ、品質を上げるべく、工夫は継続してください。	本改正案への賛同の御意見として承るとともに、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。	無